

令和5年度
教職員の退職時の手続

— 福利厚生事業・退職手当 —

(ライフプランセミナー(第3期)資料)

目 次

福利厚生事業の退職時の手続	1
生命保険	
損害保険	
財形貯蓄	
全国市長会共済保険	
再任用教職員の取り扱い	
退職手当について	7
1 退職手当の概要	
2 退職手当の計算方法	
3 退職手当に係る税金等	
別添1 退職手当の支給割合一覧表	
別添2 退職手当の調整額の区分表	
別添3 退職手当の税額表(概算)	
別添4 税種別金額計算用の表	
参考 退職手当の計算例	



福利厚生事業の退職時の手続

はじめに：職員番号について

①さいたま市役所で行っている福利厚生事業の手続を行うとき

- ・職員番号は、7から始まる7桁の数字（7＋保険証に記されている6桁）を使用してください。 ※職員番号は、毎月の給与明細等に表示されています。
- ・団体名は「さいたま市役所（教育委員会）」です。

②共済組合や県互助会で行っている福利厚生事業の手続を行うとき

- ・職員番号は、健康保険証に記されている6桁の数字を使用してください。

※①・②のいずれに該当するかが不明な場合は、「令和5年度版福利のしおり」のp.96~112を参照してください。

生命保険

現在、毎月の給与から控除している団体取扱いの生命保険は、退職後、定年前再任用短時間勤務教職員又は暫定再任用教職員（フルタイム・短時間）（以下、「再任用教職員」という。）になる方以外は団体取扱いができなくなるため、『個人扱い』に変更になります。

加入している生命保険会社の最寄りの支社、又は下の加入生命保険会社に退職する旨を連絡し、保険料の納入方法などを相談のうえ、『個人扱い』に切り替える手続をお願いします。

保険会社名		連絡先
日本生命	ニッセイコールセンター	0120-201-021
第一生命	コンタクトセンター	0120-157-157
富国生命	フコク生命お客さまセンター	0120-259-817
朝日生命	お客様サービスセンター	0120-714-532
明治安田生命	コミュニケーションセンター	0120-662-332
大樹生命	お客様サービスセンター	0120-318-766
住友生命	スミセイコールセンター	0120-307-506



(公財) 日本教育公務員弘済会埼玉支部	048-822-7552
旧AIGスター生命 コールセンター	0120-160-414
旧AIGエジソン生命 コールセンター	0120-981-088

※令和5年10月時点

損害保険

現在、毎月の給与から控除している団体取扱いの自動車損害保険料は、退職後、**再任用教職員になる方以外は団体取扱いができなくなる**ため、加入している損害保険会社の最寄りの支社、又は下の加入損害保険会社に退職する旨を連絡し、保険料の納入方法などを相談のうえ、手続をお願いします。

保険会社名	連絡先
東京海上日動火災 カスタマーセンター	0120-258-213
あいおいニッセイ同和 お客様窓口	0120-101-101
三井住友海上 ご契約者さま向けの窓口	0120-988-777
損保ジャパン日本興亜 カスタマーセンター	0120-008-190
AIG 損害保険 お客様センター	0120-016-693
日新火災 テレフォンサービスセンター	0120-616-898

※令和5年10月時点

財形貯蓄

退職される方は、再任用教職員として採用される場合を除いて、さいたま市での財形貯蓄を継続することができません。

手続のための書類については、財形の種類（一般・住宅・年金）ごとに取扱金融機関から取り寄せて必要事項を記入のうえ、すべての書類を令和6年2月14日（水）までに教職員給与課へ提出してください。

ただし、すでに取扱金融機関から書類が届き処理済みの場合は、新たな手続の必要はありませんので、御了承ください。



1 再就職しない場合（退職）

種類	取扱い
一般財形	原則として解約となります。 ただし、2年以内に再就職する見込みのある場合は、勤務先で継続することができる場合もありますので、すぐに解約する必要はありません。 金融機関に御確認のうえ、必要な書類を取り寄せてください。
財形住宅	原則として解約となります。 ただし、退職後に住宅取得等の予定がある場合や2年以内に再就職する見込みのある場合は、すぐに解約する必要はありません。 金融機関に御確認のうえ、必要な書類を取り寄せてください。
財形年金	財形年金は、60歳以降に年金として受け取ることを目的とした貯蓄です。退職時に積立期間中か積立期間満了しているかによって取扱いが異なります。 金融機関に御確認のうえ、必要な書類を取り寄せてください。
	1 積立期間中での退職 55歳以上の場合は、退職前に積立期間を終了させる（積立期間の短縮）ため、指定・変更届を提出するとともに、積立期間の末日から2か月以内に非課税適用確認申告書を提出してください。また、退職の際には、財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出してください。 55歳未満の退職の場合は、退職日から2年以内に再就職して継続の手続をしない限り、解約しなくてはならなくなります。 2 積立期間満了での退職 積立期間の末日から2か月以内に非課税適用確認申告書を提出してください。また、退職の際には、財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出してください。



2 再就職する場合

退職後2年以内に再就職した場合、再就職先で財形貯蓄を実施しているときには、所定の手続を経て財形貯蓄を継続することができます。手続については、再就職先に申し出てください。

この場合でも、取扱金融機関に御確認のうえ、必要な書類がありましたら期日までに教職員給与課へ提出してください。

3 再任用教職員となる場合

再任用教職員は、そのまま財形貯蓄を継続することができますが、取扱金融機関に御確認のうえ、必要な書類がありましたら期日までに教職員給与課へ提出してください。

なお、再任用教職員となつてからは新規の申込みはできなくなります。

4 財形貯蓄取扱金融機関

No.	取扱金融機関	電話番号
1	埼玉りそな銀行 さいたま営業部	048 - 824 - 2411
2	武蔵野銀行 本店営業部 財形担当	048 - 641 - 6111
3	中央労働金庫 さいたま支店	048 - 864 - 0100
4	埼玉縣信用金庫 大宮支店	048 - 641 - 4521
5	S B I 新生銀行 財形事務センター	0120 - 511 - 025 (3番を押す)
6	三井住友信託銀行 浦和支店 (旧中央三井信託銀行)	048 - 822 - 1181
7	三井住友信託銀行 大宮支店 (旧住友信託銀行)	048 - 643 - 6311
8	みずほ信託銀行 浦和支店	048 - 822 - 0191
9	三菱UFJ信託銀行 財形事務センター	0120 - 311 - 288
10	野村証券 財形事務センター	0120 - 148 - 604
11	S M B C 日興証券 ストックプランソリューション部	0120 - 250 - 221
12	大和証券 ビジネスセンター	0120-474-047
13	日本生命 東京職域サービスセンター	0120 - 981 - 535
14	第一生命 財形課	0120 - 998 - 665 (3番を押す)
15	住友生命 埼玉中央支社	048 - 641 - 2223
16	明治安田生命 浦和支社	048 - 829 - 2745
17	三井住友海上火災保険 埼玉支店	048 - 644 - 6102

※令和5年10月時点



全国市長会共済保険

1 個人年金共済制度

退職される方は、個人年金制度を継続することはできません。加入している方は、次の手続を行ってください。

(1) 保険料払込満了に伴う手続について

今年度末までに保険料払込み満了（60歳）を迎える教職員については、1月中旬ごろに「保険料払込満了に伴うコース選択手続のご案内」を送付しますので、案内に記載されている期日までに必要な書類を教職員給与課に提出してください。

また、該当する方で1月末までに書類が届かない場合は、速やかに教職員給与課へ御連絡下さい。

※積み増ししたい場合

退職金等で今の残高に上乗せして一時金を預け入れる（積み増しする）こともできますので、希望する場合は令和6年1月31日（水）までに教職員給与課へ御連絡下さい。

(2) 払込満了を迎える前に脱退する場合

払込満了前に退職される方については、個人年金共済制度の継続は出来ませんので、脱退の手続が必要になります。

該当する方には、積立金額等個別の状況に応じて手続が選択できる「請求手続のご案内」を取り寄せますので、令和6年1月31日（水）までに教職員給与課へ御連絡下さい。

2 任意共済制度

退職される方は、再任用教職員として採用される場合を除いて、給与からの控除を継続することはできませんが、希望する方は退職者向けの制度に加入することもできます。

該当する方には必要な書類を配付しますので、書類に記載してある期日までに教職員給与課へ提出してください。



再任用教職員の取扱い

	暫定再任用 (フルタイム)		暫定再任用（短時間） 定年前再任用短時間	
	継続	新規	継続	新規
生命保険団体取扱	○	○	○	○
自動車損害保険団体取扱	○	○	○	○
財形貯蓄	○	×	○	×
全国市長会（個人年金）	×	×	×	×
全国市長会（任意共済）	○	×	○	×

※上の表は、退職後、再任用教職員になる場合の取扱いを示しています。表の中で丸印のある箇所については、現職と同様に加入でき、給与控除の対象となります。

※再任用教職員になりますと、現職時よりも給与収入が減少します。

給与から毎月必ず控除されるもの（税金や共済掛金等）もあることを踏まえ、必ず保険料等の控除金額を御確認のうえ、継続加入するかどうかを決定してください。

【担当】

教職員給与課 給与係

TEL： 829－1655

令和5年度第3期ライフプランセミナー

退職手当について

(さいたま市教職員用)

さいたま市教育委員会
教職員給与課 給与係

本日の流れ

1 退職手当の概要

- ・退職手当とは。

2 退職手当の計算方法

- ・どのように金額が決定されるのか。

3 退職手当に係る税金等

- ・退職手当から引かれる額は。

1 退職手当の概要

ア 退職手当とは？

民間企業で「退職金」と呼ばれているもの

イ 受給者は？

原則、職員本人に支給

ウ 支払時期は？

原則、退職日から起算して1か月以内

2 退職手当の計算方法

退職手当の算出基礎になるものは？

① 退職日の給料の月額

①退職日の給料の月額

×

② 支給割合

② 支 給 割 合

+

③ 退職手当の調整額

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

◎計算式（イメージ）

①退職日の給料の月額	=	400,000円
×		×
②支給割合	=	40.00
+		+
③退職手当の調整額	=	2,000,000円
退職手当額	=	18,000,000円

2 退職手当の計算方法

◎計算に必要なもの

- ① { ・ 給与明細 → 給料の月額が記載
- ② { ・ 経歴（履歴書）
→ 勤続年数を決定するのに必要な休職歴、前歴等が記載
- ③ { ・ 退職手当の支給割合一覧表（別添1）
- ④ { ・ 退職手当の調整額の区分表（別添2）

①退職日の給料の月額

→給与明細のどこを見れば分かるのか？

X

+

11

退職手当額

退職手当の計算上、使用する給与明細の各項目について

給料表上の給料月額
※教育職給料表3級の場合の加算込み
※教職調整額(教育職給料
表1級、2級、特2級が支給対象)は、
給料表上の給料月額の4%を別途加算
※給料の調整額は特別支援学校、
特別支援学級担当等(教育職員)の場合に別途加算

B

給料	給料の調整額	教職調整額	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当
404,200		16,168						
時間外勤務手当	特別勤務	夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当(課)	宿日直手当(非)	管理職員特別勤務手当		
教	特別支援学校、特別支援学級担当等(教育職員)の場合に加算						支給非課税	

2 退職手当の計算方法

給与明細による「給料の月額」の確認方法
※給料表の切替えに伴う経過措置の対象者、非対象者共通

A			
級号給	給料表上の 給料月額		
02-152	404,200		
B			
支給明細	給料の 調整額		
給料	教職調整額		
404,200	16,168		
時間外勤務 手当	特殊勤務 手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当
			宿日直手当 (課)
			宿日直手当 (非)
			管理職員特 別勤務手当
教員特別 手当	単身赴任 手当	寒冷地手当	期末手当
			勤勉手当
			児童手当
			支給課税
			支給非課税

- ・給料表3級・4級の場合はA+Bが「給料の月額」となる
- ・給料表1級・2級・特2級の場合は、 $(A \times 1.04) + B$ が「給料の月額」となる
(Aに対する教職調整額を加算するため)

2 退職手当の計算方法

◎勸奨退職について

- ①勤続25年以上
- ②年齢50歳から59歳までの職員

⇒勸奨退職の場合は給料の月額に加算措置があります。

2 退職手当の計算方法

◎ 計算例（勧奨退職の場合）

- ・ 給料の月額に加算されるもの

※勧奨退職の加算

年齢 (歳)	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
加算率 (%)	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

⇒57歳で勧奨の場合（給料の月額400,000円、加算率6%）
 $400,000円 \times 1.06 = 424,000円$

2 退職手当の計算方法

②支給割合

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

→どのように決まるのか？

+

③ 退職手当の調整額

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

支給割合とは？

支給割合は、 **A 退職事由** **B 勤続年数** で決定される。

※ 詳細は別添 1 「退職手当の支給割合一覧表」を参照

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病 任期満了	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.837		0.837	1.2555
～	～	～	～	～	～
34年	38.7531	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35年	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年	41.7663	47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

2 退職手当の計算方法

A 退職事由にはどのようなものがあるか？

- 定年退職
- 勸奨退職
- 自己都合退職
- 公務外傷病退職...等

→それぞれの退職事由で支給割合が異なる

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数

教職員としての引き続いた在職期間(a)と下記のb～dの処理をした期間

※単純に本採用された日から退職日までではない

a 教職員としての引き続いた在職期間
...教職員になった日の属する月から退職した日の属する月までの期間

b 前歴の期間の通算
c 休職期間等の除算
d a～cにより算出した期間のうち、1年未満の月数が6月以上なら1年に切上げ、6月未満は切捨て
※自己都合退職の場合は1年未満は全て切捨て

2 退職手当の計算方法

a 教職員としての引き続いた在職期間
どのように計算するのか？

{ S63.4.1～R7.3.31 本採用教職員 のXさんの場合 }

採用
S63.4.1

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R7.3.31

2 退職手当の計算方法

a 教職員としての引き続いた在職期間
どのように計算するのか？

採用
S63.4.1

ポイント ⇒1日でも在職していればその月
は1月として計算

本採用
(埼玉県→さいたま市)

定年退職
R7.3.31

S63.4.1～R7.3.31 …… 37年0月

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

◎勤続年数に通算し得る前歴

⇒以下の職員としての引き続いた在職期間

- ・さいたま市の本採用職員
- ・埼玉県の教職員
- ・国家公務員
- ・他の地方公務員
- ・特定地方公社職員
- ・特定公庫等職員
- ・特定一般地方独立行政法人職員 等

◎通算し得る前歴が以下の2つの条件を満たす場合

⇒勤続年数に通算できる

条件1:退職時に退職手当を受けていない

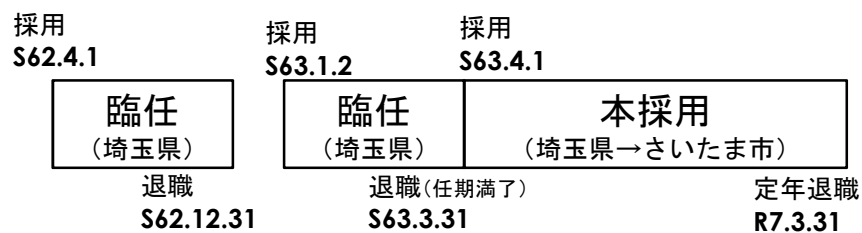
条件2:引き続き1日も空けずに採用されている

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算

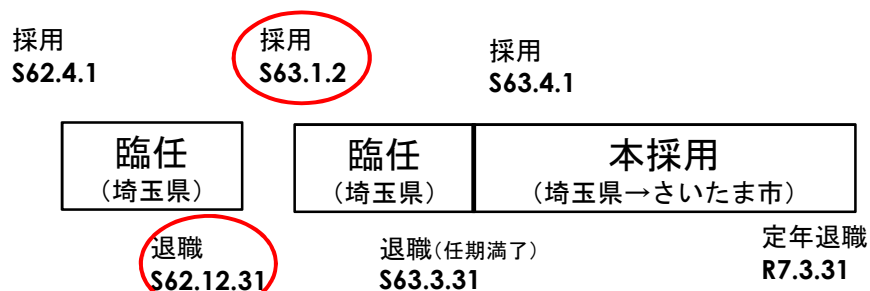
どのような場合、前歴を勤続年数に通算できるか？

[S62. 4. 1～S62. 12. 31 臨時的任用職員、S63. 1. 2～S63. 3. 31 臨時的任用職員
S63. 4. 1～R7. 3. 31 本採用職員、 S63. 8. 10～H1. 3. 31 育児休業取得
のYさんの場合]



2 退職手当の計算方法

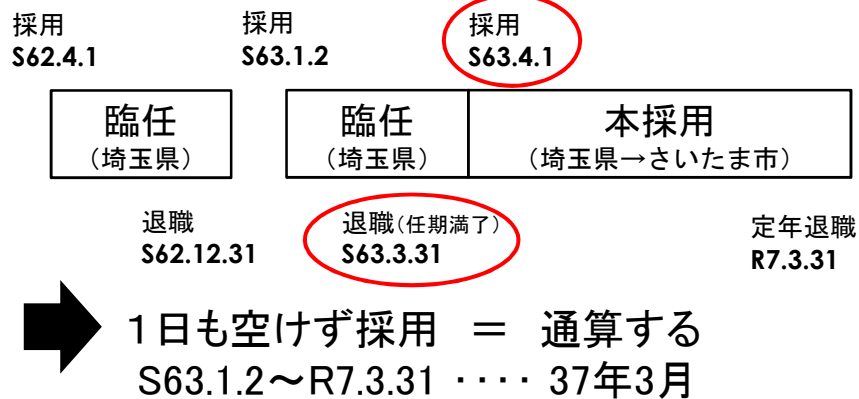
b 前歴期間の通算（前歴を通算できない場合）



1日以上空けて採用 = 通算しない

2 退職手当の計算方法

b 前歴期間の通算（前歴を通算できる場合）



2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算する割合

- 1 組合専従による休職期間 ……………全期間除算
- 2 育児休業 子が1歳に達した日の属する月まで
(※平成4年4月1日以降育休取得) …1／3除算
上記以外 ……………1／2除算
- 3 育児短時間勤務 ……………1／3除算
- 4 自己啓発等休業 ……………全期間除算
(※一定要件を満たすものは1／2除算)
- 5 配偶者同行休業 ……………全期間除算
- 6 上記(1～5)以外の休職等 ……………1／2除算

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｚさんのケース①）

採用 S63.4.1		開始 S63.8.10	
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
採用 S63.1.2	終了 H1.3.31		定年退職 R7.3.31

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｚさんのケース②）

採用 S63.4.1		開始 S63.8.10	
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業	本採用 (埼玉県→さいたま市)
採用 S63.1.2	終了 H1.3.31		定年退職 R7.3.31



月の初日から末日まで休んだ期間が対象
＝ S63年9月～H1年3月の7か月

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｚさんのケース③）

採用 S63.4.1	開始 S63.8.10		
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
採用 S63.1.2	終了 H1.3.31		定年退職 R7.3.31



この場合 1/2 を除算
 $= 7\text{か月} \times 1/2 = 3.5\text{月}$

2 退職手当の計算方法

c 休職期間等の除算

◎除算期間の計算例（Ｚさんのケース④）

採用 S63.4.1	開始 S63.8.10		
臨任 (埼玉県)	本採用 (埼玉県)	育児休業 (7か月)	本採用 (埼玉県→さいたま市)
採用 S63.1.2	終了 H1.3.31		定年退職 R7.3.31



37年3月 - 3.5月 = 36年~~11.5~~月
 → 37年
1年未満の月数のうち、6月以上は切上げる
(自己都合退職の場合、1年未満は切捨て)

2 退職手当の計算方法

B 勤続年数 ◎計算例まとめ

- ・ S62. 4. 1 ～ S62. 12. 31 臨時的任用職員
- ・ S63. 1. 2 ～ S63. 3. 31 臨時的任用職員
- ・ S63. 4. 1 ～ R7. 3. 31 本採用（定年退職）
- ・ S63. 8. 10 ～ H1. 3. 31 育児休業取得 の場合

在職期間・・・37年3月

（臨時的任用職員期間3月+本採用職員期間37年）

除算期間・・・3.5月

（平成4年4月1日以前に育休取得：1/2除算）

37年3月－3.5月＝36年11.5月→37年

1年未満の月数のうち、6月以上は切上げ
（自己都合退職の1年未満は切捨て）

2 退職手当の計算方法

◎支給割合一覧表の見方 （別添 1 参照）

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病 任期满了	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1年	0.5022	0.17			1.2555
～	～				～
34年	38.7531	46.8015			46.83015
35年	39.7575	47.709		39.7575	47.709
36年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37年		47.709	47.709	41.7663	47.709
～	～	～	～	～	～

退職事由：定年
 勤続年数：37年
 の場合
 支給割合：47.709

2 退職手当の計算方法

③退職手当の調整額

①退職日の給料の月額

×

② 支 給 割 合

+

③退職手当の調整額

→どのように決まるのか？

＝

退 職 手 当 額

2 退職手当の計算方法

○退職手当の調整額とは？

【定義】

基礎在職期間初日の属する月から退職日の属する月までの在職期間を、月ごとに別添2に定める区分に分類し、調整月額の高い順に60月分を加算する。

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (別添 2 参照)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の区分表の見方 (小・中学校の教頭の場合)

職員の 区分	調整月額	教育職(1) 教育職(2)	学校栄養職	学校事務職
～				
第3号	59,550円	4級	—	—
第4号	54,150円	3級	—	—
第5号	43,350円	特2級及び2級 (大卒経験36年超)	—	4級
第6号	32,500円	特2級(上記以外) 2級(大卒経験27年超)	3級 (栄養主査)	3級 (事務主査)

2 退職手当の計算方法

◎退職手当の調整額の計算例（勤続38年の教諭の場合）

・第5号 特2級・2級（大卒経験36年超）の期間
 $43,350\text{円} \times 24\text{月} = 1,040,400\text{円}$

【調整月額】 【当該区分月数】

上位の区分から
先に適用する。

・第6号 特2級・2級（大卒経験27年超）の期間
 $32,500\text{円} \times 36\text{月} = 1,170,000\text{円}$

【調整月額】 【当該区分月数】

$1,040,400\text{円} + 1,170,000\text{円} = 2,210,400\text{円}$
 【調整額】

2 退職手当の計算方法

○調整額の目安（教育職の場合）

級	在級年数	退職手当の調整額
4級	5年超	3,573,000円
3級	5年超	3,249,000円
特2級／2級	勤続38年	2,210,400円
	勤続32年	1,950,000円
特2級	勤続27年（かつ在級5年超）	1,950,000円
2級	勤続27年	1,626,000円
	勤続15年	1,626,000円

2 退職手当の計算方法

○調整額の計算にあたっての留意点

退職事由や勤続年数によっては、調整額が減額、あるいは不支給となることがある。

退職事由	勤続年数	制限
自己都合以外	4年以下	別添2により計算した調整額の1/2
自己都合	10年以上24年以下	別添2により計算した調整額の1/2
	9年以下	支給しない

3 退職手当に係る税金等

○退職手当額から引かれるもの

①「退職手当」に課される税金

- ・ 所得税（復興特別所得税含む）
- ・ 住民税（市町村民税、都道府県民税）

②「前年収入」に課されている税金

- ・ 一括徴収住民税

※住民税は、前年の1月～12月の所得に基づいて計算され、その年の6月～翌年5月支給の給与から徴収されている。

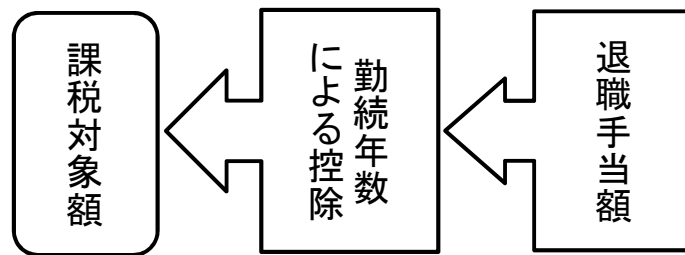
⇒給与からの徴収ができなくなる4、5月分の住民税を、退職手当から一括して徴収するもの。

③貸付返済金

3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税

⇒退職手当額と勤続年数により決定



3 退職手当に係る税金等

○所得税、住民税の計算式

(控除額の計算式)

・ 勤続20年未満

⇒ 40万円 × 勤続年数

・ 勤続20年以上

⇒ 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

・所得税、住民税（ケース1）

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 36年 }

⇒控除額 $800万円 + 70万円 \times (36年 - 20年) = 1920万円$

全額控除対象となるので、所得税・住民税は0円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例（退職手当額から引かれるもの）

・所得税、住民税（ケース2）

{ 退職手当額 : 1900万円 勤続期間 : 30年 }

⇒控除額 $800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年) = 1500万円$

課税対象額 $1900万円 - 1500万円 = 400万円$

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・所得税、住民税(ケース2)

別添3参照(別添3の税額は概算です)

課税対象額 400万円

別添3 退職手当の税額表	
税額表(所得税・住民税の合計額)	
所得控除後の額	税額(千円)
150万円	114千円
~	~
400万円	305千円
450万円	356千円

3 退職手当に係る税金等

◎計算例(退職手当額から引かれるもの)

・一括徴収住民税(4・5月分)

控除明細									
共済短期	介護保険料	共済福祉	共済長期		健康保険	厚生年金	雇用保険		課税対象額
所得税	住民税	市互助会	教互助会(課)	教互助会(非)	共・互貸付金			退職共済	使用料
生命保険料	損害保険料	財形貯蓄	保険料						組合費

「住民税」の2カ月分

別添 1 退職手当の支給割合一覧表（平成 30 年 4 月 1 日以降）

退職事由 勤続年数	自己都合	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務外傷病 任期満了	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
1 年	0.5022	0.837		0.837	1.2555
2 年	1.0044	1.674		1.674	2.511
3 年	1.5066	2.511		2.511	3.7665
4 年	2.0088	3.348		3.348	5.022
5 年	2.511	4.185		4.185	6.2775
6 年	3.0132	5.022		5.022	7.533
7 年	3.5154	5.859		5.859	8.7885
8 年	4.0176	6.696		6.696	10.044
9 年	4.5198	7.533		7.533	11.2995
10 年	5.022	8.37		8.37	12.555
11 年	7.43256	11.613375		9.2907	13.93605
12 年	8.16912	12.76425		10.2114	15.3171
13 年	8.90568	13.915125		11.1321	16.69815
14 年	9.64224	15.066		12.0528	18.0792
15 年	10.3788	16.216875		12.9735	19.46025
16 年	12.88143	17.890875		14.3127	20.8413
17 年	14.08671	19.564875		15.6519	22.22235
18 年	15.29199	21.238875		16.9911	23.6034
19 年	16.49727	22.912875		18.3303	24.98445
20 年	19.6695	24.586875	24.586875	19.6695	26.3655
21 年	21.3435	26.260875	26.260875	21.3435	27.74655
22 年	23.0175	27.934875	27.934875	23.0175	29.1276
23 年	24.6915	29.608875	29.608875	24.6915	30.50865
24 年	26.3655	31.282875	31.282875	26.3655	31.8897
25 年	28.0395	33.27075	33.27075	28.0395	33.27075
26 年	29.3787	34.77735	34.77735	29.3787	34.77735
27 年	30.7179	36.28395	36.28395	30.7179	36.28395
28 年	32.0571	37.79055	37.79055	32.0571	37.79055
29 年	33.3963	39.29715	39.29715	33.3963	39.29715
30 年	34.7355	40.80375	40.80375	34.7355	40.80375
31 年	35.7399	42.31035	42.31035	35.7399	42.31035
32 年	36.7443	43.81695	43.81695	36.7443	43.81695
33 年	37.7487	45.32355	45.32355	37.7487	45.32355
34 年	38.7531	46.83015	46.83015	38.7531	46.83015
35 年	39.7575	47.709	47.709	39.7575	47.709
36 年	40.7619	47.709	47.709	40.7619	47.709
37 年	41.7663	47.709	47.709	41.7663	47.709
38 年	42.7707	47.709	47.709	42.7707	47.709
39 年	43.7751	47.709	47.709	43.7751	47.709
40 年	44.7795	47.709	47.709	44.7795	47.709
41 年	45.7839	47.709	47.709	45.7839	47.709
42 年	46.7883	47.709	47.709	46.7883	47.709
43 年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44 年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45 年以上	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

別添 2 退職手当の調整額の区分表（平成 29 年 4 月以降）

職員の 区分	調整月額	行政職	教育職（１） 教育職（２）	学校栄養職	学校事務職
第 1 号	70,400 円	8 級	—	—	—
第 2 号	65,000 円	7 級	—	—	—
第 3 号	59,550 円	6 級	4 級	—	—
第 4 号	54,150 円	5 級	3 級	—	—
第 5 号	43,350 円	4 級	特 2 級及び 2 級 (大卒経験 36 年超)	—	4 級
第 6 号	32,500 円	3 級※	特 2 級（上記以外） 2 級（大卒経験 27 年超）	3 級 (栄養主査)	3 級 (事務主査)
第 7 号	27,100 円	3 級※	2 級（大卒経験 10 年超）	3 級 (上記以外)	3 級 (上記以外)
第 8 号	21,700 円	2 級	2 級（上記以外） 1 級（大卒経験 15 年超）	2 級	2 級
第 9 号	0 円	1 級	1 級（上記以外）	1 級	1 級

※行政職の第 6 号は主査、係長相当。第 7 号は 3 級で主査、係長以外。

別添 3 退職手当の税額表（概算）

税 額 表 （所得税・住民税の合計）	
所 得 控 除 後 の 額	税 額（およそ）
150 万円	114,000 円
200	152,000
250	189,000
300	227,000
350	265,000
400	305,000
450	356,000
500	406,000
550	457,000
600	507,000
650	558,000
700	629,000
750	705,000
800	781,000
850	857,000
900	933,000
950	1,009,000
1,000	1,085,000
1,050	1,161,000
1,100	1,237,000
1,150	1,313,000
1,200	1,389,000
1,250	1,465,000
1,300	1,541,000

※1 この表は、所得税と住民税を合算して税額のおよその目安として作成したものですので、実際の税額とは必ずしも一致しません。なお、税法上の勤続年数が6年以上の場合となります。

※2 個別の税額の計算方法については、別添4を参照してください。

別添 4 税種別金額計算用の表

退職所得金額(A)＝課税対象額（退職手当額－所得控除額）× 1 / 2 ※（千円未満切捨て）

※ 税法上の勤続年数が 5 年以下の場合には 1 / 2 を掛けない金額が退職所得金額になる。

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額＝ ((A) × (B)－(C)) × 102.1%
195 万円以下	5%	0 円	((A) × 5%) × 102.1%
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円	((A) × 10%－97,500 円) × 102.1%
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円	((A) × 20%－427,500 円) × 102.1%
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円	((A) × 23%－636,000 円) × 102.1%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	((A) × 33%－1,536,000 円) × 102.1%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	((A) × 40%－2,796,000 円) × 102.1%
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	((A) × 45%－4,796,000 円) × 102.1%

	税率 (D)	税額＝ (A) × (D)
市町村民税	6 %	(A) × 6 %
県民税	4 %	(A) × 4 %

参考退職手当の計算例

【例1】定年退職の場合

① 計算条件

- 令和 X 年 3 月 31 日付け定年退職（在職期間 37 年 6 月 H8.4.18 ~ H8.11.30 病気休職）
- 退職時給料月額：420,368 円 【（教二）2 級 152 号給】
（給料表の切替えに伴う経過措置を含まない給料月額）
- 退職日までの在職期間において、教育職 2 級（大卒経験 27 年超）である期間が 108 月、教育職 2 級（大卒経験 36 年超）である期間が 24 月。

級号給	給料表上の 給料月額	連絡	
02-152	404,200		

支給明細

給料	給料の 調整額	教職調整額	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	初任給調整 手当	通勤手当	
404,200		16,168							
時間外勤務 手当	特殊勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当 (課)	宿日直手当 (非)	管理職員特 別勤務手当			
教員特別手当	単身赴任手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	支給課税	支給非課税		

② 退職手当の計算

(ア) 退職手当の基本額

- ・ 在職期間 37 年 6 月から休職期間 3.5 月（＝7 月×1/2）を除算する。
37 年 6 月 － 3.5 月 ＝ 37 年 2.5 月 ⇒ 勤続期間 37 年（端数月切捨て）
- ・ 別添 1 より、定年退職の場合の支給割合は 47.709
- ・ 退職時給料月額：404,200 円 教職調整額：404,200 円×4/100＝16,168 円
420,368 円（教職調整額含む）× 47.709 ＝ 20,055,336.912 円

(イ) 退職手当の調整額（別添 2 により調整額区分を確認）

在職期間のうち、調整控除区分の高い方から 60 月なので

- ・ 教育職 2 級（大卒 36 年超）＝第 5 号区分 24 月
- ・ 教育職 2 級（大卒 27 年超）＝第 6 号区分 36 月
43,350 円×24 月 ＋ 32,500 円×36 月 ＝ 2,210,400 円
（第 5 号区分 24 月） （第 6 号区分 36 月）

(ウ) 退職手当額

$$20,055,336.912 \text{ 円} + 2,210,400 \text{ 円} = 22,265,736.912 \text{ 円}$$

(退職手当の基本額) (退職手当の調整額) (端数切捨て)

③ 所得税・住民税の控除

- ・ 税制上の所得控除額は、勤続 38 年（端数月は切上げ）

$$\hookrightarrow 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (38 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 20,600,000 \text{ 円}$$

- ・ 課税対象額は、

$$\hookrightarrow 22,265,736 \text{ 円} - 20,600,000 \text{ 円} = 1,665,736 \text{ 円}$$

この金額を別添 3 に当てはめると、おおよその税額が算出できます

- ・ 退職所得金額は、

$$\hookrightarrow 1,665,736 \text{ 円} \times 1/2 \text{ (勤続 5 年超)} = 832,868 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

- ・ 控除される税額は、別添 4 により

$$\hookrightarrow \text{所得税額} = 832,000 \text{ 円} \times 5\% \times 102.1\% = 42,473.6 \text{ 円 (1 円未満切捨て)}$$

$$\text{市町村民税} = 832,000 \text{ 円} \times 6\% = 49,920 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$$

$$\text{県民税} = 832,000 \text{ 円} \times 4\% = 33,280 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$$

$$\text{税額計} = 42,473 \text{ 円} + 49,900 \text{ 円} + 33,200 \text{ 円} = 125,573 \text{ 円}$$

- ・ 税控除後の支給額

$$\hookrightarrow (22,265,736 \text{ 円} - 125,573 \text{ 円}) = 22,140,163 \text{ 円}$$

※実際にはここからさらに、住民税の一括徴収分が控除されます。

【例２】勸奨退職の場合

① 計算条件

- 令和X年3月31日付け勸奨退職（勤続32年・休職期間なし）退職時年齢：57歳
- 退職時給料月額：403,200円【（教二）2級148号給】
- 退職日までの在職期間において、教育職2級（大卒経験年数10年超27年以下）である間が204月、教育職2級（大卒経験年数27年超）である期間が72月。

級号給	給料表上の 給料月額	連 絡
02-148	403,200	

支給明細

給料	給料の 調整額	教職調整額	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	初任給調整 手当	通勤手当	
403,200		16,128							
時間外勤務 手当	特殊勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当 （課）	宿日直手当 （非）	管理職員特 別勤務手当			
教員特別手当	単身赴任手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	支給課税	支給非課税		

② 退職手当の計算

（ア） 退職手当の基本額

- 別添1より、勤続期間32年で勸奨退職の場合の支給割合は 43.81695
- 退職時給料月額：403,200円
- 教職調整額：403,200円×4/100＝16,128円
- 勸奨退職の加算は 6%

$$(403,200 \text{ 円} + 16,128 \text{ 円}) \times 1.06 = 444,487.68 \text{ 円}$$

$$444,487.68 \text{ 円} \times 43.81695 = \underline{19,476,094.4501 \text{ 円}}$$

（イ） 退職手当の調整額（別添2により調整額区分を確認）

- 教育職2級（27年超）＝第6号区分72月在職期間のうち、調整額区分の高い方から60月なので

$$32,500 \text{ 円} \times 60 \text{ 月} = \underline{1,950,000 \text{ 円}}$$
（第6号区分60月）

（ウ） 現制度による退職手当額

$$\underline{19,476,094.4501 \text{ 円}} + \underline{1,950,000 \text{ 円}} = \underline{21,426,094.4501 \text{ 円}}$$

（退職手当の基本額） （退職手当の調整額） （端数切捨て）

③ 所得税・住民税の控除

- ・ 税制上の所得控除額は、勤続 32 年（端数月は切上げ）

$$\hookrightarrow 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (32 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = \boxed{16,400,000 \text{ 円}}$$

- ・ 課税対象額は、

$$\hookrightarrow 21,426,094 \text{ 円} - 16,400,000 \text{ 円} = \boxed{5,026,094 \text{ 円}}$$

この金額を別添 3 に当てはめると、おおよその税額が算出できます

- ・ 退職所得金額は、

$$\hookrightarrow 5,026,094 \text{ 円} \times 1/2 \text{ (勤続 5 年超)} = 2,513,047 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

- ・ 控除される税額は、別添 4 により

$$\hookrightarrow \text{所 得 税 額} = (2,513,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\% \\ = 157,029 \text{ 円 (1 円未満切捨て)}$$

$$\text{市町村民税} = 2,513,000 \text{ 円} \times 6\% = 150,780 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$$

$$\text{県 民 税} = 2,513,000 \text{ 円} \times 4\% = 100,520 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$$

$$\text{税 額 計} = 157,029 \text{ 円} + 150,700 \text{ 円} + 100,500 \text{ 円} = \boxed{408,229 \text{ 円}}$$

- ・ 税控除後の支給額

$$\hookrightarrow 21,426,094 \text{ 円} - 408,229 \text{ 円} = \boxed{21,017,865 \text{ 円}}$$

※実際にはここからさらに、住民税の一括徴収分が控除されます。